

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年2月13日
【四半期会計期間】	第140期第3四半期（自平成26年10月1日至平成26年12月31日）
【会社名】	明治機械株式会社
【英訳名】	Meiji Machine Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 河野 猛
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田多町二丁目2番地22
【電話番号】	03 - 5295 - 3511（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 高工 弘
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田多町二丁目2番地22
【電話番号】	03 - 5295 - 3511（代表）
【事務連絡者氏名】	総務部経理グループ部長 山口 昌廣
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第139期 第3四半期連結 累計期間	第140期 第3四半期連結 累計期間	第139期
会計期間	自平成25年 4月1日 至平成25年 12月31日	自平成26年 4月1日 至平成26年 12月31日	自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日
売上高 (千円)	3,329,523	2,865,211	4,472,592
経常損失 () (千円)	195,568	58,513	237,343
四半期(当期)純損失 () (千円)	226,984	20,934	383,158
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	192,872	173,644	301,049
純資産額 (千円)	1,293,799	1,346,163	1,172,519
総資産額 (千円)	4,797,469	3,763,059	4,415,934
1株当たり四半期(当期)純損失 金額 () (円)	23.92	2.21	40.38
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	27.0	35.8	26.6

回次	第139期 第3四半期連結 会計期間	第140期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成25年 10月1日 至平成25年 12月31日	自平成26年 10月1日 至平成26年 12月31日
1株当たり四半期純損失金額 () (円)	12.51	2.00

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり(当期)純利益金額については、1株当たり四半期(当期)純損失金額であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

(産業機械関連事業)

当第3四半期連結累計期間において当社の連結子会社でありました株式会社東京製粉機製作所は、平成26年8月1日付で、当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

また、当第3四半期連結会計期間より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日～平成26年12月31日）の世界経済は、米国では雇用者数の増加や個人消費の回復により、緩やかな景気拡大が継続した一方、債務危機長期化による景気低迷からの脱却が課題だった欧州では、依然として景気浮揚のきっかけを見いだせず、足踏みの状態が続いています。アジアでも、政情不安などによりタイを中心に景気が低迷しているほか、中国経済の成長ペースも減速傾向を強めるなど先行き不透明な状況が続いています。

国内経済は、政府・日銀による金融緩和政策により円安・株価上昇が進み、全体として緩やかな回復基調にあったものの、消費増税後の個人消費の回復遅れが企業業績に影響し、経済成長の停滞が予想されるなど、依然として厳しい状況が続いています

このような状況下、当社グループの連結売上高は、受注価格競争激化による受注の伸び悩みや逸注、顧客の設備投資の先送りなどがあり、中小規模のプラントの工事進行基準による売上などがありましたが、2,865百万円（前年同期比13.9%減）となりました。

また、損益面に関しましては、業績低下の影響があり、営業損失107百万円（前年同四半期は営業損失176百万円）、経常損失58百万円（前年同四半期は経常損失195百万円）、特別利益の保険解約益を加味して、四半期純損失20百万円（前年同四半期は四半期純損失226百万円）となりました。

セグメント別の状況は以下のとおりであります。

なお、当第3四半期連結会計期間より、産業機械関連事業に含めて記載していた太陽光関連事業の売上高に係る量的な重要性が増したため、報告セグメントの区分については、当該事業を独立して記載する方法に変更しております。

〔産業機械関連事業〕

当社グループは、厳しい事業環境のもと受注・売上確保のために積極的な営業活動を展開し、売上の主要なものとして、圧入設備ドライヤー・クーラー更新工事、鶏豚ペレット・クーラー更新工事、有葉マッシュバラ出荷設備などの各種製粉・飼料設備工事のほか、その他主力製品のロール機、シフター、精選諸機械などの売上があったものの、売上高は2,749百万円（前年同四半期比16.6%減）と前年同期に比べ減少いたしました。損益面に関しましては、プラント工事のほか予算管理の徹底、経費削減などに努めましたが、売上高減少により営業損失113百万円（前年同四半期は営業損失204百万円）となりました。

〔不動産関連事業〕

当社は本社ビルの賃貸を行っており、売上高34百万円（前年同四半期比5.4%増）、営業利益29百万円（前年同四半期比5.7%増）となりました。

〔太陽光関連事業〕

太陽光関連事業については、再生可能エネルギー固定価格買い取り制度（FIT）の見直しが行われる等、厳しい事業環境のもと受注・売上確保のために積極的な営業活動を展開し、売上高は81百万円、営業損失23百万円となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた問題はありせん。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、お客様に信頼され、満足される商品・サービスを提供し、社会に貢献する企業であることを理念として、今日まで110余年に亘り、穀類（米、麦、大豆、とうもろこし、こーりゃん等）を粉砕する機器を中心とした周辺関連分野の機械設備・プラントを生産・建設してまいりました。日本で主食とされる米、パン、麺類を始め、副食として大きな分野を占めている牛、豚、鶏や魚のための飼料、さらにはビール、醤油、食用油など穀類が原料となる醸造食品は、すべて、これを粉砕する機器がなければ生産することができません。また、これら機械設備は、食糧の素材を加工するものであるため、その品質面で安全、衛生、安定性などが特に要求されます。

そこで、当社は、主要な取引先であります飼料・製粉・醸造・製菓のお客様をはじめ、多くのお客様に対し、ご満足頂ける高品質で、きめ細やかなサービスをご提供するべく、その実現に日々努めてまいりました。かかる営みは、結果的に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるものでもあると考えております。

以上より、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、このような当社の事業の本質、当社の企業理念及び当社企業価値の源泉、取引先企業等の当社のステークホルダーとの信頼関係の重要性を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。

他方、当社も上場企業である以上、健全な投資家の皆様が当社の株式を買い付けることは、原則、自由です。しかし、下記（ア）に記載する当社の経営理念を否定し、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた施策に異を唱える者によって当社に対する買収提案が行われた場合、これを受け入れるかどうかは、その時点における株主の皆様のご適切にご判断に委ねられるべきものと考えております。そして、株主の皆様にご適切に判断いただくためには、株主の皆様にご十分な情報を提供することが必須です。

また、大規模買付行為の中には、その目的等から企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様にご株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為の内容等を検討し、代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものが、大規模買付者に定義されます。提示した条件よりも有利な条件を引き出すために大規模買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

（ア）当社の経営理念及び企業価値の源泉

当社は、以下の4つを企業理念として掲げております。

- （a）顧客に信頼され、満足される製品・サービスを提供し、社会に貢献する企業であること。
- （b）環境と資源に配慮したものづくり・工事サービスを提供し、そのレベルは業界のトップとなることを常に目標に努め、その成果を自ら稼ぎ出す体質の企業であること。
- （c）その成果は、社員・関係者の自信となり、適正な経済的配分とともに自己実現を果たす喜びを得られる企業であること。
- （d）コンプライアンス（法令遵守）を徹底するとともに、株主を含むステークホルダーに適正な配分を行う企業であること。

このうち(a)を実現するにあたって、当社の企業価値の源泉となっているのは、創業以来当社が長い時間をかけて培ってきた技術力と、100年を超えるお客様との取引で構築された個々のお客様に関する情報の蓄積と信頼関係です。当社は、専門的な技術を長年に渡り積み重ねてまいりました。当社の中心製品である粉碎機器のみならず、粉碎前の選別、粉碎後の篩分け、空気輸送、混合、包装などすべての工程に関し、競争力の高い技術力を有しております。特に、製粉用ロール機及びシフターに関しては、国内で他に追従を許さない技術力があると自負しております。また、当社は、ほとんどのお客様と、非常に長期にわたって取引を継続させて頂いております。飼料部門につきましても、日本に配合飼料という物が出来た時以来のお付き合いとなります。このような長期にわたる取引関係の中で、当社は、お客様が製造する食品に関する情報を含む、個々のお客様ごとの情報を蓄積し、ニーズに合致したきめ細かいサービスの提供と、オーダーメイドでの機械設備の製造を行っております。さらに、当社が製造する機械設備は、耐用年数が長いものが多く、納品から50年を経過しても稼働しているものも少なくありません。当社は、そのような機械設備のメンテナンス、部品の供給、改造等をも安定的に行うことで、お客様からの信頼を勝ち得ております。また、当社は、プラント部門の設計・施工を一括して請け負うほか、その後の機械設備の改造及びメンテナンスも承っております。お客様が安心して当社にプラント発注ができるよう、包括的にサービスを行う体制を維持していることも、当社の競争力の源泉であると考えております。

（イ）企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた取組み

上記のとおり、当社の企業価値の源泉は、専門的な機械設備に関する高い技術力と、長期にわたるお客様との取引によって構築された信頼関係です。そこで、当社としては、これを維持するべく、特殊機械の研究開発と、社内における技術者教育による技術の伝承を図っております。さらに、エンジニアの安定した雇用を維持することによって、機械設備に関する技術が社外に流出することを防止し、世代を超えて承継されるよう努めております。取引先との信頼関係維持の関係からは、取引先の工場に積極的に訪問した上で、当社が納品した機械設備の管理を継続的に行っております。

また、当社は、平成25年2月15日付適時開示「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にてご報告のとおり、過年度において不適切な会計処理を行ってまいりました。これは、「コンプライアンス（法令遵守）を徹底するとともに、株主を含むステークホルダーに適正な配分を行う企業であること」という当社の経営理念にも反する行為であり、当社としましては、株主の皆様にご深くお詫び申し上げますとともに、かか

るコンプライアンス違反が二度と生じないよう、コンプライアンス態勢の確立に全力を傾けております。具体的には、当社及び当社子会社の部門長に所轄部門のコンプライアンス担当を兼務させる、コンプライアンス委員会を設置し、監査室の機能を強化する、親会社代表取締役と子会社の取締役の兼職の禁止を明確化する、取締役会の機能強化を図る、監査役会の機能強化を図る、子会社に対する経営管理機能を強化する、内部通報制度において匿名性の担保が徹底されるよう制度改正を行う、定期的に人事ローテーションを行うよう人事制度を改革する、就業規則をはじめとする社内規程を整備する、役員及び子会社を含むグループの全従業員に対してコンプライアンス研修を年4回程度実施する、財務・経理のモニタリングを強化する、といった制度改正を実施しております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(ア) 大規模買付ルールの必要性

当社取締役会は、上記 . に記載した基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するとともに、大規模買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大規模買付行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保したりすること、また株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能にすることを目的として、大規模買付者が大規模買付行為を行う前に取るべき手続等を明確かつ具体的に示した本ルールを導入することといたしました。

(イ) 大規模買付ルールの合理性

(a) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本ルールは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）、を充足しており、企業価値研究会が平成20年6月30日付で発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。また、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程における買収防衛策の導入に係る遵守事項（開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重）も遵守しております。

(b) 株主意思を重視するものであること

本ルールの有効期間は、平成28年6月に当社が開催する予定の定時株主総会の終結の時までとし、当該株主総会において、株主の皆様より本ルールの更新についてご承認を頂戴した場合に限り、当該株主総会終了後本ルールを更新することを予定しております。また、当社は、本ルールの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会又は株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本ルールを廃止する旨の決議がなされた場合には、本ルールをその時点で廃止します。その意味で、本ルールの導入及び廃止は、当社株主の皆様ご意思に基づくこととなっております。

(c) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本ルールの運用に際しては、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみにより構成される特別委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、特別委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示することとされており、本ルールの透明な運用が行われる仕組みが確保されております。

(d) 合理的な客観的要件の設定

本ルールは、本ルールに定める合理的かつ客観的な要件が充足される場合でなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(e) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本ルールは、大規模買付者の指名に基づき当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができないいわゆるデッドハンド型の買収防衛策ではありません。また、当社取締役の任期は2年とされており、期差任期制は採用されていないため、本ルールは、いわゆるスローハンド型の買収防衛策ではございません。

(3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当社グループの研究開発活動の総額は、26百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成26年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成27年2月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	9,502,636	9,502,636	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は100株であります。
計	9,502,636	9,502,636	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成26年10月1日～ 平成26年12月31日	-	9,502,636	-	1,605,733	-	-

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 14,200	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 9,483,800	94,838	-
単元未満株式	普通株式 4,636	-	1単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	9,502,636	-	-
総株主の議決権	-	94,838	-

【自己株式等】

平成26年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
明治機械株式会社	東京都千代田区神田 多町二丁目2番地22	14,200	-	14,200	0.15
計	-	14,200	-	14,200	0.15

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人元和による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,288,448	551,058
受取手形及び売掛金	797,511	778,035
商品及び製品	77,649	60,259
仕掛品	297,580	248,820
原材料及び貯蔵品	68,109	56,205
その他	77,976	77,233
貸倒引当金	531	3,240
流動資産合計	2,606,745	1,768,374
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	166,656	162,812
機械装置及び運搬具(純額)	51,895	52,367
土地	927,218	927,218
その他(純額)	47,858	52,039
有形固定資産合計	1,193,628	1,194,436
無形固定資産		
その他	47,593	45,163
無形固定資産合計	47,593	45,163
投資その他の資産		
投資有価証券	449,451	707,516
その他	157,941	86,994
貸倒引当金	39,425	39,425
投資その他の資産合計	567,967	755,084
固定資産合計	1,809,188	1,994,685
資産合計	4,415,934	3,763,059
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	972,560	981,038
短期借入金	434,491	191,160
1年内償還予定の社債	20,000	20,000
未払法人税等	8,829	8,994
前受金	261,549	59,801
賞与引当金	16,153	13,221
工事損失引当金	-	1,081
その他	79,636	95,854
流動負債合計	1,793,219	1,371,151

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
固定負債		
社債	50,000	40,000
長期借入金	919,860	449,100
退職給付に係る負債	216,214	214,044
資産除去債務	19,698	19,698
その他	244,421	322,900
固定負債合計	1,450,195	1,045,743
負債合計	3,243,414	2,416,895
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,605,733	1,605,733
利益剰余金	455,135	476,070
自己株式	8,941	8,941
株主資本合計	1,141,655	1,120,721
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	27,030	147,949
為替換算調整勘定	73,678	81,439
退職給付に係る調整累計額	15,784	3,946
その他の包括利益累計額合計	30,863	225,442
純資産合計	1,172,519	1,346,163
負債純資産合計	4,415,934	3,763,059

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
売上高	3,329,523	2,865,211
売上原価	2,855,809	2,389,154
売上総利益	473,714	476,057
販売費及び一般管理費	650,365	583,911
営業損失()	176,651	107,854
営業外収益		
受取利息	1,450	3,222
受取配当金	6,208	1,179
負ののれん償却額	3,562	-
償却債権取立益	-	36,553
その他	18,790	24,631
営業外収益合計	30,012	65,587
営業外費用		
支払利息	22,245	13,622
持分法による投資損失	9,189	-
為替差損	1	32
その他	17,493	2,591
営業外費用合計	48,929	16,246
経常損失()	195,568	58,513
特別利益		
投資有価証券売却益	52,348	-
保険解約益	-	50,433
子会社清算益	4,650	-
特別利益合計	56,998	50,433
特別損失		
固定資産売却損	-	190
課徴金	82,710	-
特別損失合計	82,710	190
税金等調整前四半期純損失()	221,279	8,271
法人税、住民税及び事業税	16,725	7,932
法人税等調整額	11,020	4,731
法人税等合計	5,705	12,663
少数株主損益調整前四半期純損失()	226,984	20,934
四半期純損失()	226,984	20,934

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	226,984	20,934
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	14,461	174,980
為替換算調整勘定	48,573	7,760
退職給付に係る調整額	-	11,838
その他の包括利益合計	34,112	194,579
四半期包括利益	192,872	173,644
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	192,872	173,644
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結の範囲の重要な変更)

当社は、平成26年8月1日付で、当社を存続会社、当社の完全子会社である株式会社東京製粉機製作所を消滅会社とする吸収合併を実施したことにより、株式会社東京製粉機製作所を連結の範囲から除外しております。

(会計方針の変更等)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末日残高に含まれておりません。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
支払手形	- 千円	84,506千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及び負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
減価償却費	34,288千円	34,190千円
負ののれんの償却額	3,562	-

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)
	産業機械 関連事業	不動産 関連事業	太陽光関連 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	3,296,343	33,180	-	3,329,523	-	3,329,523
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	571	-	571	571	-
計	3,296,343	33,752	-	3,330,095	571	3,329,523
セグメント利益又は セグメント損失()	204,277	27,626	-	176,651	-	176,651

(注) セグメント利益又はセグメント損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と一致としております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)
	産業機械 関連事業	不動産 関連事業	太陽光関連 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	2,749,240	34,961	81,009	2,865,211	-	2,865,211
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	2,749,240	34,961	81,009	2,865,211	-	2,865,211
セグメント利益又は セグメント損失()	113,646	29,214	23,423	107,854	-	107,854

(注) セグメント利益又はセグメント損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と一致としております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

当第3四半期連結会計期間から、従来「産業機械関連事業」に含めておりました「太陽光関連事業」について金額的重要性が増したため報告セグメントとして区分しております。

なお、前第3四半期連結累計期間のセグメント情報は、当第3四半期連結累計期間の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額()	23円92銭	2円21銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額()(千円)	226,984	20,934
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失金額()(千円)	226,984	20,934
普通株式の期中平均株式数(千株)	9,488	9,488

(注)1.潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額につきましては、1株当たり四半期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

(重要な訴訟事件等)

当社は、子会社(当時)ラップマスターエスエフティ株式会社(以下、「ラップ社」といいます。)において、平成20年3月期以降に、架空売上・押込販売による売上の過大計上、不適切な原価流用、のれんの過大計上などの不適正な会計処理を行っていたことを理由に、金融庁より課徴金8,271万円の納付命令を発令され、これを支払うことにより同額の損害を被りました。当社の前代表取締役高橋豊三郎氏は、ラップ社における不適正な会計処理の具体的な兆候を認識するなどしていたにもかかわらず、その実態を調査せず、何ら防止措置を講ずることなく、結果として当社に課徴金納付義務を発生させたものです。当社は、被告の取締役としての任務懈怠が明らかであることから、本件訴訟を提起し、その損害賠償を請求するものであります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月13日

明治機械株式会社
取締役会 御中

監査法人元和

指 定 社 員 公認会計士 塩野 治夫 印
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 山野井 俊明 印
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている明治機械株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、明治機械株式会社及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれておりません。